

協議会において、苓山寮の飽田副施設長から報告のありました、施設利用者が入院する際、施設職員に付添いを求められているということについて、長山会長から、県の「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に不利益な取扱いとして「条件を付ける」という文言があり、これとの関連はどうなるのかとのご質問がありました。

今回ご報告のありました事柄が条例上、例えば抵触するものであるかどうかということについては、条例を所管する県障がい者支援課に確認しましたが、条例では合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として不利益な取扱いを禁止している。さらに、合理的な理由に当たるかどうかは、個別に判断されるということです。医療機関が付添いを求めるという行為が障がい者の場合に限って行われているものかどうかや、医療機関の依頼内容（付添者を施設職員に限定しているのかなど）が条例に抵触する行為となるかどうかを個別に判断して解釈する必要があり、一律に条例に抵触する、しないの判断はできないものと考えます。具体的な事例についてご相談等がありましたら、天草地域振興局福祉課または県障がい者支援課にご相談ください。

また、他圏域にも同じようなことが現在、起こっているのかとのご質問もありましたが、現在、問題となっているという事例は把握していないとのことでした。